

平塚市国民健康保険特定保健指導支援業務委託
プロポーザル実施要領

令和6年3月
平塚市

目次

1	業務の名称	1
2	業務の概要	1
3	プロポーザル提案参加資格	1
4	プロポーザル実施概要	2
5	手続き方法	3
6	審査における評価項目及び配点	7
7	参加が無効となる場合	8
8	契約	8
9	その他留意事項	8

1 業務の名称

平塚市国民健康保険特定保健指導支援業務委託

2 業務の概要

平塚市国民健康保険特定健康診査(以下「特定健診」)の結果、特定保健指導の対象となった者に対し、自らの健康状態を自覚し生活習慣の改善に係る自主的な取組を実施できるように支援するため面談等で食事指導、生活指導を実施し、体重、腹囲の減少を目指す。

3 プロポーザル提案参加資格

- (1) 平塚市競争入札参加資格者名簿に登録が認められている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に掲げる者でないこと。
- (3) 公募日から入札参加資格確認通知日までの間に、平塚市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要領に基づく停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平塚市暴力団排除条例(平成23年条例第9号)に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること。
- (6) 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続(以下「更生手続又は再生手続」という。)の開始決定を受けた後、再度「3 プロポーザル提案参加資格(2)」に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (7) 前6ヵ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度「3 プロポーザル提案参加資格(2)」に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (8) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 債務不履行により所有する資産に対し仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- (10) 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。
- (11) 国民健康保険または各種社会保険(各健康保険組合、共済組合等)において、令和2年度以降に特定保健指導業務の受注実績があること。
- (12) 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第2「特定保健指導の外部委託に関する基準」(厚生労働省告示第92号)を満たしていること。
- (13) プライバシーマーク又はISMS認証を取得しており、個人情報厳正に管理されること。
- (14) 本市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導実施計画(データヘルス計画)における特定保健指導受診率の目標値や保険者努力支援制度における評価項目等について効果的な提案や協議がで

きること。

4 プロポーザル実施概要

(1) 業務内容

主な業務内容は、次のとおりとする。

詳細は、「平塚市国民健康保険特定保健指導支援業務委託仕様書」のとおり。

ア 特定健診結果票の発送、及び特定保健指導案内の発送

イ 特定保健指導申込受付

ウ 特定保健指導利用勧奨

エ 「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法」(平成25年厚生労働省告示第91号)を遵守し、「標準的な健診・保健指導プログラム【令和6年度版】」(令和6年厚生労働省健康局)及び「特定健診・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4版)」に沿った特定保健指導の実施。

(2) 選定方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく、随意契約を前提とした公募型プロポーザル方式により、本業務に係る審査委員会において、企画提案内容等の評価を行い、随意契約の契約候補者を選定する。

(3) 公募方法

令和6年3月1日付けで平塚市ホームページに、プロポーザル実施要領、プロポーザル提案参加表明書等の関係様式、及び仕様書を掲載する。

(4) 提案上限額

委託上限額は、12,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)である。

提案見積額は、仕様書に記載してある「利用者見込み数(最大)」に見積単価を乗じた金額とする。この金額は契約予定額を示すものではなく、この金額を超えてはならない。

なお、本上限額について令和6年度当初予算債務負担行為を次のとおり設定済み。

ア 令和6年度上限額3,146,000円

イ 令和7年度上限額7,854,000円

ウ 令和8年度上限額1,000,000円。

(5) 履行期間

令和6年6月1日から令和9年3月31日までとする。

(6) プロポーザル実施スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。

内容	日程
実施要領の配布（ホームページで公開）	令和6年3月1日（金）
質問票の提出期限	令和6年3月8日（金）17時まで
質問票に対する回答期限	令和6年3月15日（金）
参加表明書の受付	令和6年3月22日（金）まで
プロポーザル審査委員会開催	令和6年3月29日（金）まで
要請通知・非選定通知の発送	令和6年4月4日（木）まで
提案辞退届の受付	令和6年4月12日（金）まで
企画提案書提出届の受付	令和6年4月15日（月）から 令和6年4月26日（金）まで
プレゼンテーションの実施	令和6年5月8日（水）から 令和6年5月10日（金）まで
審査結果公表	令和6年5月16日（木）まで
見積通知	令和6年5月23日（木）まで
見積合わせ	令和6年5月31日（金）まで
契約締結	令和6年6月1日（土）

5 手続き方法

(1) 事務の受付及び実施

- ア プロポーザルに係る全ての事務及び受付は事務局で行う。
- イ 受付時間等は平日9時から12時、13時から17時までとする。
- ウ 本プロポーザルの内容等に係る事前説明会は実施しない。

(2) 事務局

担当課 健康・こども部 保険年金課
 担当及び事務担当者 資格給付担当 西田、相原
 郵便番号 254-8686
 住所 神奈川県平塚市浅間町9番1号
 電話 0463-23-1111（内線2259）
 電子メール honen@city.hiratsuka.kanagawa.jp

(3) 実施要領に対する質疑応答

本業務に応募しようとする事業者は、本要領に記載している内容に対する質問がある場合は、質問票（第1号様式）を次のとおり提出すること。

ア 質疑の受付

(ア) 受付期間 令和6年3月8日（金）まで

(イ) 提出方法

- a 質問票に質問事項等を記入し送付先電子メールに送付
- b 電子メールの件名は「特定保健指導プロポーザル質問票（会社名）」とし、電子メール送信

後、送達確認のため、必ず事務局へ電話連絡を入れること。

イ 質疑の回答

(ア) 回答日 令和6年3月15日(金)

(イ) 回答方法 平塚市のホームページに掲載する。

なお、回答はホームページに掲載した時点において本実施要領の修正あるいは追加されたこととみなします。

(4) プロポーザル提案参加表明書等の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル提案参加表明書(第2号様式)等を次のとおり提出すること。

ア 提出期限 令和6年3月22日(金)

イ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)。郵送の場合、提出期限までに必着。

ウ 提出先 事務局

エ 提出書類

(ア) プロポーザル提案参加表明書…正本1部

(イ) 会社概要(第3号様式)(組織においては、体制がわかる資料)

…正本1部、副本6部

(ウ) ・特定保健指導受注実績申告書(第4号様式)…正本1部、副本6部

・他の保険者で使用した特定保健指導の通知物

(案内通知・申込書案内送付用封筒・再勧奨通知・指導教材等)…1部提出

(併せて、重症化予防事業等、他の保健事業で使用した通知物がある場合には、1部提出)

(エ) 個人情報保護に関する取組について(第5号様式)…正本1部、副本6部

(オ) 社会貢献等の取組について(第6号様式)…正本1部、副本6部

オ 事前審査

参加表明者が一定数を超えた場合は、プロポーザル審査委員会を開催し、5(4)エで事前審査を行い、上位5者程度を選定する。

(1) 事前審査の評価項目及び配点は次に掲げるものとする。

評価項目		配点
業務実施にあたっての考え方	受注者として、業務に対する基本的な考え方、対象者への支援方針が適しているか	5
人員配置	業務を行うための人員の確保や配置等が適しているか	5
人材育成	業務を行うための職員の資質向上等、人材育成が図られているか	5
他保険者での類似業務受注実績	他保険者での特定保健指導とその他保健事業受注実績があり、成果を示すことができるか	5
業務に係る知識やノウハウ	業務に係る、知識、ノウハウ及び活用方法を併せ持っているか	5
業務(通知物等)の工夫	通知物等に効果的な工夫が施されているか	5

個人情報保護等	法令遵守に対する団体の姿勢及び個人情報の管理体制が適切か	5
安全管理	苦情処理や事故発生時の対応方法が適切か	5
経営者の安定性・継続性	業務を遂行するにあたって経営が安定しているか	5
その他	地域貢献、社会貢献、環境配慮に貢献しているか	5
合 計		50

(2) 評価方法

内規で定めた評価基準に則り評価を行う。

カ プロポーザル要請

(ア) 参加表明者には、令和6年4月4日（木）までにプロポーザル要請通知書を文書及び電子メールで通知する予定。ただし、提出書類に不備がある場合には、当該プロポーザル参加を認めないものとする。

(イ) 参加表明者が一定数を超えた場合は、提出書類で事前審査を行い、上位5者程度を選定し、プロポーザル要請通知書、それ以外の事業者に関しては提案書提出者の選定結果通知書を文書及び電子メールで通知する。

(ウ) 事前審査で選定されなかった場合、通知日から7日以内（閉庁日は含まず）に非選定理由の開示を求めることができる。

(5) 参加を辞退する場合

本プロポーザルの提案者として選定された者が、企画提案書等の提出を辞退する場合の方法は、次のとおりとする。

ア 提出期限 令和6年4月12日（金）

イ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）。郵送の場合、提出期限までに必着のこと。

ウ 提出先 事務局

エ 提出書類 提案辞退届（第7号様式）

(6) 企画提案書提出届及び企画企画提案書等の提出

企画提案書提出届（第8号様式）及び企画提案書（任意様式）等は、次のとおり提出すること。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書提出届…1部

(イ) 企画提案書…正本1部、副本6部

(ウ) 委託料内訳（第9号様式）…1部

イ 提出期限 令和6年4月15日（月）から令和6年4月26日（金）まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）。郵送の場合、提出期限までに必着。

エ 企画提案書作成の留意点

(ア) 企画提案書の表紙以外には、公平を期すために会社名・住所・ロゴマーク等、事業者を特定できるものは掲載しないこと。

(イ) 企画提案書は、正本1部、副本6部を提出すること。

(ウ) 企画提案書の提出後は、原則として記載された内容の追加・変更は認めないものとする。

(エ) 特定保健指導企画提案書の構成

- a 様式は自由。
- b 提案書の全体構造は、評価項目を考慮したものとする。
- c 記載にあたっては、分かりやすい表現を用いること。
- d 専門的な内容、及び用語等については、必要に応じて具体的な説明を加える等配慮すること。
- e 特定保健指導利用率向上に向けた取組について、具体的に記述すること。
- f 支援により、実績評価で体重 2Kg 減、腹囲 2cm 減となるために工夫する取組があれば具体的に記述すること。
- g その他本提案において、特にアピールしたいポイントや要点等が分かるように記述すること。
- h 現在他保険者で使用している指導教材があれば添付すること。

(f) 体裁

- a A4 版の両面印刷。ただし A4 サイズで記載が困難なものは、この限りではない。
- b タテ・ヨコの指定はない。
- c ページ数に指定はないが、長くなりすぎないように注意すること。

(7) 企画提案に係る審査

企画提案に係る審査は、次のとおり実施する。

ア 審査は、企画提案書の内容、プレゼンテーション、ヒアリングにて選考を行い、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。評価点の合計が同点の場合は、見積金額が低い提案業者を選定する。また、後日、プレゼンテーション等の内容に虚偽・過大があったと判断した場合は失格とする。

イ 実施日 令和 6 年 5 月 8 日（水）～令和 6 年 5 月 10 日（金）のいずれか 1 日

ウ 出席者 5 名以内

エ 内容（予定）

(ア) 準備 3 分

(イ) プレゼンテーション 15 分

(ウ) ヒアリング 10 分

(エ) 片付け 2 分

(オ) 留意事項

- a プレゼンテーションは、企画提案書等に記載された内容を基に項目順に説明すること。また、企画提案書に記載された内容の範囲内であれば、拡大用紙、パネル、プロジェクターを利用した画像を使用して説明することも可能とする。
- b 企画提案書等の差替え、追加は原則認めない。誤字脱字等がある場合には、プレゼンテーション時に説明すること。
- c 企画提案書に対するプレゼンテーションへの参加者の出席者総数は、5 名以内とする。なお、説明内容に応じて要員の入替を行うことは問題ない。
- d パソコン等の機材は用意しないため、参加者が用意し、セッティングすること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは当市で用意する。

e 機器を持ち込む場合には、準備時間及び片付時間に留意し、機器のセッティング及び撤収を行うこと。

f プレゼンテーション及びヒアリングの内容は録音する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングにおいて参加者が発言した内容は、原則として契約時の仕様に反映する。

オ プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開とする。

(8) 審査結果の通知

ア 令和6年5月16日(木)までに事務局から優先交渉権者として選定した事業者に対して「特定通知書」、それ以外の事業者に対して「非特定通知書」を送付する予定とする。

イ 審査結果については、参加者に文書及び電子メールで通知する。口頭・電話・FAX等による問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議を申し立てすることはできない。

6 審査における評価項目及び配点

(1) 本プロポーザルの評価項目及び配点は、次に掲げるものの合計とする。

a 企画提案書

評価項目		配点
業務実施に当たった ての考え方	受注者として、業務に対する基本的な考え方、対象者との関わり方などが適しているか	5
運営体制	業務を行うための人員の確保や配置等が適しているか	10
	業務従事者の資質向上等、人材育成が図られているか	5
業務実績	他保険者での特定保健指導または類似業務受注実績	10
業務計画の効果 及び実施率	業務を遂行するに当たり、その成果が十分に期待できるものであるか	10
業務(通知物等) の工夫	通知物等に効果的な工夫が施されているか	5
利用勧奨の工夫	実施率向上につながる効果的な利用勧奨ができているか。	5
課題解決に向けた 考え方	実施率の向上をはじめ、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少等について業務の課題を把握し、対象者の生活習慣改善につながる支援内容となっているか	10
	支援により、実績評価で体重2Kg 減、腹囲2cm減となるために工夫する取組があるか	10
評価と参加者継続 支援	指導効果の分析や評価方法が適切か、またフォロー体制が考えられているか	5
委託料の設定	委託料の内訳が妥当か	5
合計		80

b プレゼンテーション及びヒアリング

評価項目	配点
受注者として、業務に対する積極性が表されているか	5
業務管理者が特定保健指導の十分な知識をもち説明できているか	5
質問に対して正確な回答ができるか	5
業務の説明に関して説得力があるか	5
合計	20

(2) 評価方法

内規で定めた評価基準に則り評価を行う。

7 参加が無効となる場合

参加者が次の項目に該当する場合には、審査委員会において協議のうえ、参加を無効とする場合がある。

- (1) この要領に規定した参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載又は法令に抵触する部分があった場合
- (5) 同一事業者によって2案以上の企画提案書が提出された場合
- (6) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (7) 見積書の金額が、提案上限額を超過した場合
- (8) プレゼンテーション当日に出席しなかった場合
- (9) 著しく信義に反する行為を起こした場合
- (10) 会社更生法の適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (11) 公共事業に関して、違法行為等により指名停止などの処分を受けている場合
- (12) その他、要領に違反した場合

8 契約

優先交渉権者と業務委託に関する詳細協議のうえ、提案上限額以内で、随意契約を行うものとする。

なお、協議が整わず契約見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。

9 その他留意事項

- (1) プロポーザル参加表明書及び企画提案書等の提出書類に虚偽の記載があった者又は提出期限に遅れた者は失格とする。また、虚偽の記載をした者に対して一般競争入札参加停止及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- (2) 本プロポーザル参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 提出された資料は返却しない。

- (4) 本プロポーザルで知り得た情報は、他に漏らしてはならない。
- (5) 当市が提供もしくは、貸与した資料等は、本プロポーザル以外に使用する事はできない。
- (6) 提案書の提出は、1社1案とする。
- (7) 書類の差替え、追加等は原則として認めない。ただし、重大な誤りがあり、提案内容に疑義が生じる恐れがある場合は、事務局へその旨を報告することとし、審査委員会はそれを受けて書類の差替え、追加等の可否について判断する。
- (8) プロポーザル参加表明書、企画提案書等の提出の後に、都合により参加を辞退することとなった場合は、速やかに提案辞退届により、事務局まで提出すること。
- (9) 本プロポーザルに参加した者の名称及び評価点等は、公表しない。
- (10) プロポーザルの結果は、ホームページ等によって公表される場合があるものとする。
- (11) プロポーザルに関する一連の資料は、平塚市情報公開条例等の法令に基づき、公表される場合があるものとする。
- (12) 提案書の著作権は、それぞれの製作者に帰属するが、選定を行う作業に必要な範囲においては、無断・無償で複製を作成することがあるものとする。
- (13) 審査に係る問合せには応じない。
- (14) 審査に対する異議を申立てする事はできない。
- (15) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とする。
- (16) 本契約は、令和6年度平塚市国民健康保険事業特別会計予算が令和6年3月31日までに平塚市議会で可決され、同年6月1日付で契約を締結することによって成立するものとする。

以 上